

第4回『曾於南部合併協議会』が開催されました。



次の項目が、協議され、承認されましたのでお知らせします。

◎一般職の職員の身分の取扱いについて

●承認された内容

- ・ 4町の一般職の職員は全て新市に引き継がれます。
- ・ 職員数については定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努めます。
- ・ 4町の職員の職の設置並びに職名については合併時に統一します。
- ・ 4町の職員の給与格差は統一を図ります。

○協議会で出された意見等に対する回答

- ・ 給与格差の統一は、新市でモデルを作成し、そのモデルに合致する方法を採用する。
- ・ 適正な職員数は、国が示しているモデルを参考にすると住民1,000人あたり9.2人とされているが、これを新市に当てはめると478人(現在は623人)となる。

◎特別職の職員の身分の取扱いについて

●承認された内容

- ・ 市長、助役、収入役及び教育長の任期等については法令等の定めるところによります。
- ・ 市長、助役、収入役及び教育長の給与は、現行給与及び同規模自治体の例をもとに調整します。
- ・ 市議会議員及び農業委員会委員の報酬額は、現行報酬及び同規模自治体の例をもとに調整します。
- ・ 教育委員会委員、監査委員、選挙管理委員会委員及び固定資産評価審査委員会の委員数、任期については、法令の定めるところにより、報酬については、現行報酬及び同規模自治体の例をもとに調整します。
- ・ 現に4町で設置されていて、新市において引き続き設置する必要がある審議会・委員等の附属機関は原則として統合します。
- ・ 一部の町にのみ設置されている審議会・委員等の附属機関は新市において速やかに調整されます。
- ・ 人数、任期、報酬額は、現行制度及び同規模自治体の例をもとに調整します。